

# 戸籍謄抄本等申請書(郵送用)

下記のものを申請します。		謄本 (記載されている人 全員の証明)	抄本 (記載されている人のうちの一部の人の証明) ↓必要な人の氏名を記入してください。	
戸籍	1通 450円	通	(氏名 )	通
改製原戸籍謄本	1通 750円	通	(氏名 )	通
除籍	1通 750円	通	(氏名 )	通
戸籍附票	1通 300円	<input type="checkbox"/> 本籍・筆頭者が必要 (必要な場合には☑をしてください) 通	(氏名 )	通 ↓以前の住所の記載が必要な場合は、その住所を記入してください。 ( )
身分証明書	1通 300円	必要な方の氏名 (氏名 ) ※本人以外の方が請求の場合は、「代理人選任届(委任状)」が必要です。		通

本籍地	福井県敦賀市
筆頭者の氏名 生年月日	(明・大・昭・平 年 月 日)
使いみち	戸籍届出・免許・パスポート・年金・登記・相続 その他( )
必要な戸籍が わかっている場合 (該当するものに ☑をしてください。)	<input type="checkbox"/> ( )の死亡が記載されている戸籍 <input type="checkbox"/> ( )と( )の関係がわかる戸籍 <input type="checkbox"/> ( )(出生・婚姻・ )から(死亡・婚姻・転籍・ )まで <input type="checkbox"/> その他( )

※申請される方が別の戸籍の場合は、関係する戸籍謄本のコピーを同封してください。

## 〈申請される方〉

住所	※送付先は、住民票の住所に限ります。
氏名 生年月日	(明・大・昭・平 年 月 日)
昼間の連絡先 電話番号	( ) -
筆頭者との続柄	本人・夫・妻・子・孫・父母・祖父母 その他( )

※その他の方は、第三者請求による場合を除き、本人からの「代理人選任届(委任状)」が必要です。

### 同封書類

- \*手数料相当の「定額小為替」、切手貼付の返信用封筒をお願いします。
- \*申請される方の本人確認書類のコピーの添付をお願いします。  
運転免許証、マイナンバーカード、介護保険証、資格確認書など  
現在の住民登録地の記載があるものをお願いします。  
(注)マイナンバー(個人番号)の通知カードは本人確認書類になりません。

○手数料は市町村によって異なりますので、本籍地の市区町村役場までお問い合わせください。

○郵送の日数をお考えいただき、余裕を持って申請してください。

○偽りその他不正の手段によって交付を受けたときは、戸籍法の規定により過料に処せられることがあります。

### 送付先

〒914-8501  
福井県敦賀市中央町2丁目1番1号  
敦賀市役所 市民課

## 郵送での戸籍謄抄本等の取り寄せについて

①申請書 裏面の『戸籍謄抄本等申請書（郵送用）』に必要事項を記入してください。  
(昼間に連絡が取れる電話番号を必ず記入してください。)

②手数料 『定額小為替証書（郵便局で購入）』でお願いします。  
定額小為替証書には、何も記入せず送付してください。  
定額小為替証書は、発行の日から6か月以内のものでお願ひします。  
また、手数料は、市区町村によって異なる場合がありますので、本籍地の市区町村役場に電話でご確認ください。

③返信用封筒 返送先の住所、氏名を記入し、切手を貼り付けてください。  
お急ぎの場合は、速達料金を追加してください。  
※送付先は、請求者の住民登録地となります。

④本人確認のための書類 本人確認のため、運転免許証等の現在の住民登録地が記載されている証明書のコピーを入れてください。

**①②③④を同封し、本籍地の市区町村役場の戸籍係に、お送りください。**

①申請書

戸籍謄抄本等申請書

②手数料

定額小為替証書  
¥○○○

③返信用封筒

切手 住所  
名前

④本人確認

運転  
免許証  
など  
(コピー)

切手  
○ ○市役所  
戸籍係  
御中

※郵送の配達日数をお考えいただき  
余裕をもって申請してください。

本籍地が敦賀市の方は、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスや、全国の市区町村窓口で戸籍等が取得できる「広域交付制度」もご利用いただけます。

### 【コンビニ交付サービス】

マイナンバーカードを利用して、お近くのコンビニ等で本人もしくは同一戸籍にある方の戸籍謄抄本や戸籍附票を発行できます。（住所地が敦賀市外の方は事前に利用者登録が必要）

### 【広域交付制度】

本籍地以外の市区町村の窓口でも戸籍謄本等を取得できます。マイナンバーカードや運転免許証など官公署が発行した有効期限内の顔写真付き身分証明書を持って、お近くの窓口で申請してください。  
(郵送による請求、代理人による請求、第三者による請求はできません)